

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
病児保 育事業	病児保 育事業 (特 定・ 分、一 般分・ 事業 費)	(略)	(略)	
病児保 育事業	病児保 育(特 定分・ 低所得 者減免 分加 算)	(略)	(略)	
子育て 援助活 動支援 事業 (ファミ リー・ サポー ト・セ ンター 事業)	子育て 援助活 動支援 事業 (ファミ リー・ サポー ト・セ ンター 事業)	1 運営費(1市町村当たり年額) (1) 基本事業 ア 基本分 (略) イ 加算分 (ア) 支部の設置か所数に応じた加算 ・10か所以上 10,100,000円 ・10か所未満 支部数×1,000,000円 (イ) 24時間以上の講習(ただし、講習内容には「安全・事故」の項目は必ず含むものとする)の実施による加算 (略) (ウ) 土日実施加算 (略) (2) 病児・緊急対応強化事業 (略) (3) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭等の利用支援を 実施する場合の加算 <u>500,000円</u> (4) 預かり手増加のための取組加算 (略) 2 開設準備経費(1市町村当たり年額) (1) (略) (2) (略) ※ (1) (2)とも令和2年度に支払われたものに限る。	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
病児保 育事業	病児保 育事業 (事業 費)	(略)	(略)	
病児保 育事業	病児保 育(特 定分・ 低所得 者減免 分加 算)	(略)	(略)	
子育て 援助活 動支援 事業 (ファミ リー・ サポー ト・セ ンター 事業)	子育て 援助活 動支援 事業 (ファミ リー・ サポー ト・セ ンター 事業)	1 運営費(1市町村当たり年額) (1) 基本事業 ア 基本分 (略) イ 加算分 (ア) 支部の設置か所数に応じた加算(政令指定都市に限る) ・10か所以上 10,100,000円 ・10か所未満 支部数×1,000,000円 (イ) 24時間以上の講習(ただし、講習内容には「安全・事故」の項目は必ず含むものとする)の実施による加算 (略) (ウ) 土日実施加算 (略) (2) 病児・緊急対応強化事業 (略) (3) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭等の利用支援を 実施する場合の加算 400,000円 (4) 預かり手増加のための取組加算 (略) 2 開設準備経費(1市町村当たり年額) (1) (略) (2) (略) ※ (1) (2)とも平成31年度に支払われたものに限る。	(略)	

別添

◎ 保育所等の質の確保・向上のための取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について
(平成29年4月28日雇児発0428第4号) 新旧対照表

改正後	改正前
都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 各 雇児発0428第4号 平成29年4月28日 <一部改正>子発0612第1号 平成30年6月12日 <一部改正>子発0617第3号 令和元年6月17日 <u>令和※年※月※日</u> <u>子発※※第※号</u> 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 各 厚生労働省子ども家庭局長 (公印省略) 保育所等の質の確保・向上のための取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について 地域の実情に応じた多様な保育需要に対応しつつ、安全・安心な保育を行うため、保育所等の質の確保・向上のための取組強化、認可外保育施設に対する届出の促進と衛生対策支援に必要な措置を総合的に講ずること、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うため、保育所等の質の確保・向上のための取組強化及び認可外保育施設支援等事業を次により実施し、平成31年4月1日から適用することとしたので通知する。 ついては、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 各 雇児発0428第4号 平成29年4月28日 <一部改正>子発0612第1号 平成30年6月12日 <一部改正>子発0617第3号 令和元年6月17日 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 各 厚生労働省子ども家庭局長 (公印省略) 保育所等の質の確保・向上のための取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について 地域の実情に応じた多様な保育需要に対応しつつ、安全・安心な保育を行うため、保育所等の質の確保・向上のための取組強化、認可外保育施設に対する届出の促進と衛生対策支援に必要な措置を総合的に講ずること、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うため、保育所等の質の確保・向上のための取組強化及び認可外保育施設支援等事業を次により実施し、平成31年4月1日から適用することとしたので通知する。 ついては、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

改正後	改正前
記 第1 事業の種類 1 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業 2 保育施設・事業の届出促進事業 3 認可外保育施設の衛生・安全対策事業 4 <u>認可外保育施設改修費等支援事業</u> 第2 事業の実施 各事業の実施及び運営は、次によること。 1 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業実施要綱 (別添1) 2 保育施設・事業の届出促進事業実施要綱 (別添2) 3 認可外保育施設の衛生・安全対策事業実施要綱 (別添3) 4 <u>認可外保育施設改修費等支援事業実施要綱 (別添4)</u>	記 第1 事業の種類 1 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業 2 保育施設・事業の届出促進事業 3 認可外保育施設の衛生・安全対策事業 (新規) 第2 事業の実施 各事業の実施及び運営は、次によること。 1 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業実施要綱 (別添1) 2 保育施設・事業の届出促進事業実施要綱 (別添2) 3 認可外保育施設の衛生・安全対策事業実施要綱 (別添3) (新規)

改正後	改正前
別添 1 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業実施要綱 1 事業の目的 保育所、認定こども園、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業（以下「保育所等」という。）が質の確保に資する各基準を遵守・留意するとともに、保育中の死亡、事故等の重大事故を防止するため、保育所等が遵守・留意すべき各基準、事故防止、事故発生時の対応や園外活動等における安全対策等に必要知識・技術の修得、資質の確保に必要な研修の実施及び各基準の遵守状況や睡眠中、食事中、水遊び中等の重大事故が発生しやすい場面や園外活動等における安全対策等に関する巡回支援指導を行うことにより、安心かつ安全な保育を行うことを目的とする。 2 実施主体 (1) (略) (2) 保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業 ① 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条第 1 項に規定する認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業を対象とする場合 実施主体は、都道府県（指定都市及び中核市を含む。）を原則とする。 ただし、地域の実情を踏まえ、市町村が実施することも可能とする。	別添 1 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業実施要綱 1 事業の目的 保育所、認定こども園、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業（以下「保育所等」という。）が質の確保に資する各基準を遵守・留意するとともに、保育中の死亡、事故等の重大事故を防止するため、保育所等が遵守・留意すべき各基準、事故防止、事故発生時の対応等に必要知識・技術の修得、資質の確保に必要な研修の実施及び各基準の遵守状況や睡眠中、食事中、水遊び中等の重大事故が発生しやすい場面等に関する巡回支援指導を行うことにより、安心かつ安全な保育を行うことを目的とする。 2 実施主体 (1) 保育所等の質の確保・向上のための研修事業 実施主体は、都道府県を原則とする。 ただし、都道府県での実施が困難等の場合、実施主体を市町村（特別区を含む。以下同じ。）とすることができる。この場合であっても、都道府県はできる限り、市町村と連携及び支援を行い実施するものとする。 なお、上記における連携及び支援が困難な場合、市町村が単独で実施することも差し支えない。 また、都道府県又は市町村（以下「都道府県等」という。）は、当該都道府県等が適当と認める者に本事業の一部又は全部を委託することができる。 (2) 保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業 ① 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条第 1 項に規定する認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業を対象とする場合 実施主体は、都道府県（指定都市及び中核市を含む。）を原則とする。

改正後	改正前
② (略) 3 事業の内容 (1) 保育所等の質の確保・向上のための研修事業 保育所等の質の確保・向上のため、保育所等の職員等を対象として、 保育所等が遵守・留意すべき基準、<u>保育中の事故防止、事故発生時の対応や園外活動等における安全対策</u>等に必要な知識・技術の修得、資質の確保に必要な研修を実施する。 また、保育所等の職員等を対象とする研修を実施するために必要な費用の一部を補助する。 (2) 保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業 保育所等の質の確保・向上のため、巡回支援指導員を配置する。 巡回支援指導員は保育所等を巡回し、保育所等がそれぞれ遵守・留意すべき基準の遵守状況、重大事故の発生しやすい場面（睡眠中、食事中、水遊び中等）や事故防止の取組、事故発生時の対応<u>や園外活動等における安全対策</u>に関する助言又は指導等の巡回支援指導を行う。 また、これらの実施のために必要な費用の一部を補助する。	② 保育所、認定こども園、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業（うち子どもの預かりを行う事業）を対象とする場合 実施主体は、市町村を原則とする。ただし、地域の実情を踏まえ、都道府県が実施することも可能とする。 なお、実施主体が市町村の場合の実施方法については、都道府県が市町村と連携及び支援を行い実施又は市町村が単独で実施のいずれの方法であっても可能とする。 また、都道府県等は、当該都道府県等が適当と認める者に本事業の一部又は全部を委託することができる。 3 事業の内容 (1) 保育所等の質の確保・向上のための研修事業 保育所等の質の確保・向上のため、保育所等の職員等を対象として、 保育所等が遵守・留意すべき基準や<u>保育中の事故防止、事故発生時の対応等に必要な知識・技術の修得、資質の確保に必要な研修を実施する。</u> また、保育所等の職員等を対象とする研修を実施するために必要な費用の一部を補助する。 (2) 保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業 保育所等の質の確保・向上のため、巡回支援指導員を配置する。 巡回支援指導員は保育所等を巡回し、保育所等がそれぞれ遵守・留意すべき基準の遵守状況、重大事故の発生しやすい場面（睡眠中、食事中、水遊び中等）や事故防止の取組、事故発生時の対応に関する助言又は指導等の巡回支援指導を行う。 また、これらの実施のために必要な費用の一部を補助する。

改 正 後	改 正 前
4 実施要件等 (1) 保育所等の質の確保・向上のための研修事業 ① (略) ② 実施内容 以下の法令・通知の解説等、保育所等がそれぞれ遵守・留意すべき基準、保育所等における事故防止、事故発生時の対応や園外活動等における安全対策に必要な知識・技術の修得、資質の確保に資する内容とする。 ア～カ (略)	4 実施要件等 (1) 保育所等の質の確保・向上のための研修事業 ① 対象者 ア 保育所等に勤務する保育士又は保育教諭 イ 保育所等に勤務する保育士以外（看護師、調理員、事務職員等）の職員 ウ 保育所等に就労していない保育士資格を有する者 エ 巡回支援指導員（今後、巡回支援指導員となる者も含む。）等 ② 実施内容 以下の法令・通知の解説等、保育所等がそれぞれ遵守・留意すべき基準や保育所等における事故防止、事故発生時の対応に必要な知識・技術の修得、資質の確保に資する内容とする。 ア 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号） イ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号） ウ 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知） エ 「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日府子本第912号・29初幼教第11号・子保発1110第1号・子子発1110第1号・子家発1110第1号内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）・（認定こども園担当）・文部科学省初等中等教育局幼児教育・健康教育・食育・厚生労働省子ども家庭局保育・子育て支援・家庭福祉課長連名通知） オ 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」（平成28年3月31日府子本第192号・27文科初第1789号・雇児保発0331第3号内閣府子ども・子育て本部参事官・文部科学省初等中等教育局幼児教育・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知）

改正後	改正前
キ 「保育所等における園外活動時の留意事項について」(令和元年6月21日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・保育課事務連絡) ③～⑤ (略)	カ 「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」(平成28年3月31日府子本第191号・27文科初第1788号・雇児総発0331第6号・雇児職発0331第1号・雇児福発0331第2号・雇児保発0331第2号内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)・(認定こども園担当)・文部科学省初等中等教育局幼児教育・厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務・職業家庭両立・家庭福祉・保育課長連名通知) (新規) ③ 実施方法 ア 研修日程等 研修の開催日、時間帯、時間数等については、地域の実情に応じて、受講者が受講しやすいよう適宜配慮して設定すること。 イ 講師 講師については、経歴、資格、実務経験、学歴等に照らして選定し、研修を適切に実施するために必要な体制を確保すること。 ウ 定員 研修を実施する際には、研修内容を鑑みて、適切な定員を設定すること。 ④ 修了証書の交付、研修修了者名簿の作成・管理 ア 修了証書の交付 研修の全科目を修了した者(以下「研修修了者」という。)に対して、修了証書を交付すること。修了証書については、当該研修名、修了証書番号、研修修了者の氏名、研修修了者の生年月日、修了年月日、都道府県等又は都道府県等の長等を明示すること。 イ 研修修了者名簿の作成・管理 研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、連絡先等必要事項を記載した名簿(以下「研修修了者名簿」という。)を作成すること。研修修了者名簿については、都道府県等が、個人情報として十分な注意を払った上で、その責任において一元的に管理すること。

改正後	改正前
(2) 保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業 ① 巡回支援指導員の配置 都道府県等は、保育所等に対し巡回支援指導を行うための「巡回支援指導員」を配置する。 ② 巡回支援指導員の業務 巡回支援指導員は、都道府県等の管内の保育所等への巡回支援指導を行うものとし、その主な内容は以下のとおりとする。 ア 保育所等が遵守・留意すべき基準の遵守状況に関する助言又は指導 <u>イ 保育所等に対する指導監査や立入調査（以下「指導監査等」という。）を行うに当たっての事前準備に係る補助や、指導監査等実施後の保育所等への事後的支援の実施</u> <u>立</u> 保育所等の保育において、重大事故の発生しやすい場面（睡眠中、食事中、水遊び中等）に関する助言又は指導 <u>エ</u> 保育所等の事故防止の取組、事故発生時の対応に関する助言又は指導 <u>オ</u> <u>保育所等の園外活動等における安全対策の実地指導</u> <u>カ</u> その他、保育所等における質の確保・向上に資する助言又は指導 ③～⑤ （略）	⑤ 研修参加費用 研修参加費用のうち、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費等については、受講者等が負担すること。 (2) 保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業 ① 巡回支援指導員の配置 都道府県等は、保育所等に対し、巡回支援指導を行うための「巡回支援指導員」を配置する。 ② 巡回支援指導員の業務 巡回支援指導員は、都道府県等の管内の保育所等への巡回支援指導を行うものとし、その主な内容は以下のとおりとする。 ア 保育所等が遵守・留意すべき基準の遵守状況に関する助言又は指導 <u>(新規)</u> <u>イ</u> 保育所等の保育において、重大事故の発生しやすい場面（睡眠中、食事中、水遊び中等）に関する助言又は指導 <u>立</u> 保育所等の事故防止の取組、事故発生時の対応に関する助言又は指導 <u>(新規)</u> <u>エ</u> その他、保育所等における質の確保・向上に資する助言又は指導 ③ 巡回支援指導員の要件 巡回支援指導員は、以下に掲げる要件をいずれも満たしている者として、都道府県等が適当と認める者であること。 ア ②に掲げる業務に関する専門的な知見を有する者（例：保育所長経験者、保育士資格を持ち十分な経験を有する者、看護師、栄養士等） イ 本事業の趣旨を理解し、保育所等に対する巡回支援指導を適切に実施することができる者 なお、巡回支援指導員については、適切な助言、指導を実施する観点から、「保育所等の質の確保・向上のための研修事業」など保育の質の確保・向上に資する研修を積極的に受講すること。

改正後	改正前
	④ 留意事項 本事業は、巡回支援指導により保育所等に対し助言、指導を行い、保育所等の質の確保・向上を目的としていることから、その実施に当たっては以下の点に留意すること。 ア 保育所等の教育・保育等の方針や実施状況、指導監査等の実情も踏まえつつ、事前通告の有無について適切に判断し、効果的な巡回支援指導を行うこと。 イ 巡回支援指導員は、巡回支援指導を行った保育所等について、相談内容等を記録、管理し、継続的な支援に努めること。 ウ 都道府県等は、保育所等が守るべき各種基準や事故防止に関するガイドライン等の内容を踏まえたチェックリストを作成し、巡回支援指導員に配布するなど、適切な助言、指導が行われるための必要な措置を講じること。 エ 都道府県等は、巡回支援指導員と連携し、保育所等への助言又は指導を行うなど、必要な措置を講じること。 オ 都道府県等は、巡回支援指導と指導監督部門との十分な連携を図り、児童福祉法第59条に基づき認可外保育施設に対する立入調査等の適切な実施につなげること。 カ 巡回支援指導の結果の公表については、必要に応じて検討すること。 5 委託事業者への委託 本事業の委託に当たっては、以下の点に留意すること。 (1) 委託事業者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。 (2) 委託事業者において、事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。 (3) 委託事業者は、研修を実施する場合における講師について、経歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、研修を適切に実施するために必要な体制を確保していること。 (4) 委託事業者が、本要綱に定める内容に従って、適切に研修を実施することが見込まれること。

改正後	改正前
6 (略) 7 (略)	(5) 本事業の委託に当たっては、指定保育士養成施設、社会福祉協議会、地域のNPO法人や子育て支援団体等、保育所等の質の確保・向上のための研修、助言又は指導に関する実績や知見等を有する機関、団体等に委託することが望ましい。 6 留意事項 (1) 都道府県等は、本事業の実施に当たって、管内の関係機関や施設、関係団体等と十分な連携を図り、効果的で円滑な事業の実施を図られるよう努めるものとする。 (2) 都道府県等及び委託事業者は、事業実施上知り得た各事業の対象者の秘密の保持について、十分留意すること。 (3) 都道府県等及び委託事業者は、各事業の対象者が知り得た個人の秘密の保持について、当該対象者が十分に留意するよう指導すること。 (4) 都道府県等は、本事業の実施に際し、都道府県等発行の広報紙等による広報や、保育所等への周知など、積極的に周知を図ること。 7 費用 本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

改正後	改正前
別添 2 保育施設・事業の届出促進事業実施要綱 (略)	別添 2 保育施設・事業の届出促進事業実施要綱 1 趣旨 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条第 1 項に規定する認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業者（以下「認可外の施設・事業者」という。）からの事業開始、届出事項の変更、事業の廃止・休止に係る届出又は運営状況報告（以下「各届出・報告」という。）について届出を促進し、手続の利便性の向上による認可外の施設・事業者からの各届出・報告の促進及び都道府県又は市町村（以下「都道府県等」という。）における事務負担の軽減を図る。 2 実施主体 実施主体は、都道府県、指定都市、中核市とする。 ただし、都道府県から市町村（特別区を含む。以下同じ。）に、児童福祉法第 59 条の 2 に定める事業開始等の届出及び同法第 59 条の 2 の 5 に定める運営状況の報告について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づき権限委譲が行われている場合は、市町村とする。 3 事業の内容 (1) 目的 都道府県等が、認可外の施設・事業者による各届出・報告、当該届出・報告情報のデータベース化等に係るシステム（以下「認可外届出・報告等業務支援システム」という。）を構築するための費用の一部を補助することにより、認可外の施設・事業者からの各届出・報告の促進及び都道府県等における事務負担の軽減を図ることを目的とする。

改正後	改正前
	(2) 対象経費 本事業の対象となる費用は、認可外届出・報告等業務支援システムの開発及び構築、運用開始のために必要な経費とする。 また、認可外届出・報告等業務支援システムの構築に当たって必要となる備品等の購入、運用開始に当たって必要となるマニユアルの整備・研修、既存の各届出・報告情報との整理・統合にかかる経費、システム改修経費等を含めても差し支えない。 (3) 認可外届出・報告等業務支援システムの機能 認可外届出・報告等業務支援システムは、手続の利便性の向上による認可外の施設・事業者からの各届出・報告の促進及び都道府県等における事務負担の軽減に資するものである必要があることから、下記の機能を搭載していること。 ① 各届出・報告を行う個別の認可外の施設・事業者が判別できる機能 ② 児童福祉法第 59 条の 2 及び第 59 条の 2 の 5 に基づき都道府県等が定める各届出・報告の様式並びに厚生労働省が定める報告様式（別紙）を元に作成された申請フォームであって、認可外の施設・事業者の端末の画面上で直接必要な事項の入力、選択ができる機能 ③ 認可外の施設・事業者が、各届出・報告の申請フォームに入力した情報を一時的に保存でき、中断後、一時保存した状態から継続して入力ができる機能 ④ 認可外の施設・事業者が、事項の入力完了後、各届出・報告の申請フォームに入力した情報を送信前に確認できる機能 ⑤ 認可外の施設・事業者が、送信したデータを自らの端末に保存できる機能 ⑥ 認可外の施設・事業者から送信された各届出・報告情報について、各届出・報告及び各事項で区分し、一覧表にする機能（ローデータ（※）として集約し、保存する機能） ※ローデータについては、適切な加工及び出力が可能なものとする。 ⑦ ローデータの一部を抽出し、厚生労働省が定める報告様式に自動的に入力する機能

改正後	改正前
	(4) 認可外届出・報告等業務支援システム（本項において「システム」という。）の使用イメージ ① 認可外の施設・事業者からの申請により、個別の ID と仮パスワードを付与。（1 者について、付与される ID は 1 つとする。） ② 認可外の施設・事業者が付与された ID によりログインし、仮パスワードを本パスワードに設定。 ③ ログインした認可外の施設・事業者が、各届出・報告の申請フォームを選択し、選択した申請フォームに係る各事項を自らの端末の画面上で入力、選択。 ④ 全ての事項の入力完了後、送信前にシステムの機能により入力内容の自動エラーチェック及び認可外の施設・事業者が申請フォームの入力ページとは別のページで自らエラーチェック。 ⑤ 認可外の施設・事業者が、各届出・報告をシステムに送信、自らの端末に保存。 ⑥ システムは、送信された情報を、各届出・報告及び各事項で区分し、一覧化（ローデータとして集約）した上で保存。 ⑦ システムの機能により、ローデータの一部の情報を厚生労働省が定める報告様式に自動入力。 (5) 厚生労働省への報告 認可外の施設・事業者からの各届出・報告に係る情報について、当該年度の 3 月末日時点の情報を厚生労働省が定める様式に入力し、翌年度の 4 月末日までに厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室（ninkagaihoiku@mhlw.go.jp）宛てに報告する。 4 費用 本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

改正後	改正前
別添3 認可外保育施設の衛生・安全対策事業実施要綱 (略)	別添3 認可外保育施設の衛生・安全対策事業実施要綱 1 事業の目的 認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を実施することにより、認可外保育施設における衛生・安全対策を図り、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。 2 実施主体 実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。 なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。 3 対象者 本事業の対象となる者は、認可外保育施設に勤務する保育従事者及び調理担当職員とする。（ただし、地方公共団体が運営する認可外保育施設および企業主導型保育事業については除く。） 4 実施要件 (1) 感染症罹患の有無を発見するため、市町村が受診の必要を認める検査項目について健康診断を行うこと。 (2) 感染症等に係る健診については、既存の健診制度を活用するなどして柔軟に実施すること。 5 事業の実施手続 (1) 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施施設について都道府県知事に十分協議すること。 (2) この実施要綱の要件に適合する施設である旨の必要な書類を整備しておくこと。 6 費用 本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

改正前	改正後
(新規)	<u>別添 4</u> <u>認可外保育施設改修費等支援事業実施要綱</u> <u>1 事業の目的</u> 認可外保育施設の質の確保・向上を図るため、認可外保育施設の指導監督基準を満たしていない施設に対して、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業又は事業所内保育事業（以下「保育所等」という。）の設備に関する基準を満たすための改修及び移転等に要する経費を補助することにより、保育所等へ移行するための支援につなげ、子どもを安心して育てることができ、体制整備を行うことを目的とする。 <u>2 実施主体</u> 実施主体は、都道府県、市町村（特別区を含む。）（以下「都道府県等」という。）又は都道府県等が認めた者とする。 なお、都道府県等が認めた者へ委託等を行うことができる。 <u>3 事業の内容</u> <u>(1) 改修費等支援</u> 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「認可外保育施設指導監督基準」（以下「指導監督基準」という。）に定める基準のうち、設備に関する基準を満たしていない認可外保育施設に対して、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）第32条に規定する保育所及び認定こども園に係る設備に関する基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第28条、第32条、第33条に規定する小規模保育事業に係る設備に関する基準又は同基準第43条に規定する事業所内保育事業に係る設備に関する基準を満たすために必要な経費（改修費等、賃借料（改修期間中の建物賃借料及び礼金を含み、敷金を除く。）の一部を補助する。）

改正後	改正前
※ 賃借料については、毎年4月1日以降開所までに発生するものに限る。ただし、当該賃借料の補助を受けた年度の翌年度以降に開所する場合は、補助を受けた年度の3月31日までの間とする。 (2) 移転費等支援 立地場所や敷地面積の制約上、現行の施設では指導監督基準に定める設備に関する基準を満たすことができない認可外保育施設の移転等に必要な経費（移転費、仮設置費）の一部を補助する事業。 4 対象事業者 (1) 保育所等への移行を希望している施設であること。 本事業の実施により保育所等に係る設備に関する基準を満たした後、「子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について」（平成27年4月13日雇児発0413第36号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添1「認可化移行運営費支援事業実施要綱」（以下「認可化移行運営費実施要綱」という。）に定める事業等による支援等により、保育所等への移行を図ること。 (2) 保育所等への移行に向けた計画を策定すること。 子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）附則（令和元年5月17日法律第7号）第4条に定める経過措置日が属する年度の年度末までの間（以下「経過措置期間」という。）に本事業による支援を受けた後、経過措置期間経過後の翌年度内に「認可化移行運営費実施要綱」に定める事業等による支援等を受けることを含め、経過措置期間経過後から5年間に上限に保育所等へ移行する計画を策定すること。 (3) 指導監督基準のうち、保育に従事する者の数及び資格に関する基準を満たしていること。 (4) 指導監督基準のうち、設備に関する基準を満たしていないこと。 (5) 本事業の活用等により、経過措置期間内に指導監督基準を満たすこと。 (6) 移行を目指す施設類型に応じて、以下の要件を満たしていること。 ① 認可保育所又は認定こども園への移行を目指す場合 施設の設備について、経過措置期間内に児童福祉施設設備運営基準第32条を満たす見込みがあること。 ② 小規模保育事業A型への移行を目指す場合 施設の設備について、経過措置期間内に家庭的保育事業等設備運営基準第28条を満たす見込みがあること。	

改正後	改正前
③ <u>小規模保育事業B型への移行を目指す場合</u> <u>施設の設備について、経過措置期間内に家庭的保育事業等設備運営基準第32条により準用する同基準第28条を満たす見込みがあること。</u> ④ <u>小規模保育事業C型への移行を目指す場合</u> <u>施設の設備について、経過措置期間内に家庭的保育事業等設備運営基準第33条を満たす見込みがあること。</u> ⑤ <u>保育所型事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。）への移行を目指す場合</u> <u>施設の設備について、経過措置期間内に家庭的保育事業等設備運営基準第43条を満たす見込みがあること。</u> ⑥ <u>小規模型事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。）への移行を目指す場合</u> <u>施設の設備について、経過措置期間内に家庭的保育事業等設備運営基準第48条により準用する同基準第28条を満たす見込みがあること。</u> 5 対象事業の制限 （1）次に掲げる場合については、本事業の対象としないものとする。 ① <u>国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる場合</u> ② <u>施設整備を目的とする場合（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）</u> （2）<u>本事業による賃借料の補助は、1の施設・事業所につき1回限りとする。</u> 6 留意事項 （1）<u>経過措置期間内に指導監督基準を満たさなかった場合、補助金の返還を命ずることができるものとする。</u>	

改 正 後	改 正 前
(2) 移転費等支援について、移転先については、児童福祉施設設備運営基準第 32 条に規定する保育所及び認定こども園に係る設備に関する基準、家庭的保育事業等設備運営基準第 22 条に規定する家庭的保育事業に係る設備に関する基準、同基準第 28 条、第 32 条、第 33 条に規定する小規模保育事業に係る設備に関する基準又は同基準第 43 条に規定する事業所内保育事業に係る設備に関する基準を満たしている又は満たすことが可能な場所であること。 <u>7 費 用</u> <u>本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。</u>	